

市税のしおり

くらしに役立つ税の知識

水と緑の人間都市



久留米市

キラリ✱久留米

輝く、人・まち。

● 目 次 ●

第1章 久留米市の市税収入と使いみち

- 市税収入のあらまし・市税の使いみち・・・・・・・・・・ 2

第2章 課税のしくみについて

- 個人市民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 法人市民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税・・・・・・・・ 5
- 軽自動車税・市たばこ税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 入湯税・事業所税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 税証明・納付について

- 主な税証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 納付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～10

第4章 税についての窓口など

- 税に関するお問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 税についての窓口など・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

市税収入のあらまし

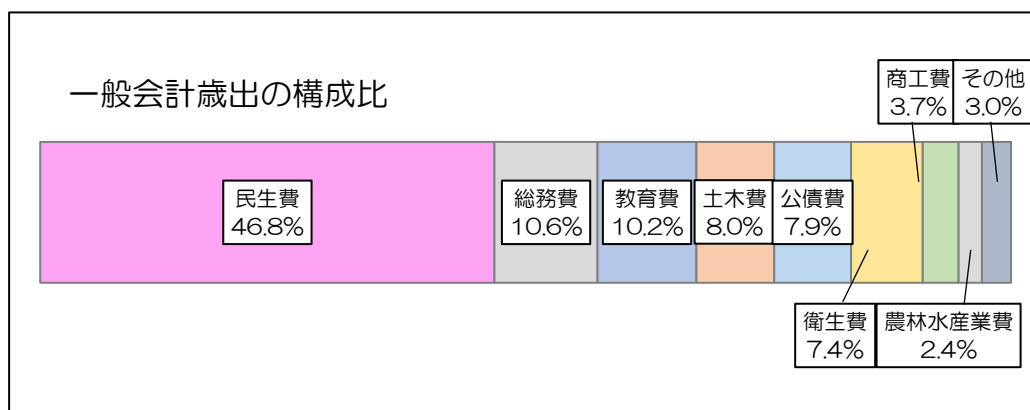
久留米市の一般会計歳入予算では、市民の皆さまに納めていただく市税が歳入総額の約27%を占めています。

市税収入の内訳は、市民税と固定資産税が全体の約84%と中心を占め、次いで、都市計画税、市たばこ税の順になっています。

市税の使いみち

皆さまから納めていただいた市税は、次のような割合で使われています。

歳出総額のうち、高齢者や障害者の福祉、保育園、生活扶助のために使われる民生費が約47%、次いで戸籍、税務、選挙、市役所の管理運営のために使われる総務費が約11%を占めています。



- ・民生費：高齢者や障害者の福祉、保育園、生活扶助のために
- ・総務費：戸籍、税務、選挙、市役所の管理運営のために
- ・教育費：学校教育、生涯学習や文化施設の充実のために
- ・公債費：市債の償還と利子などの支払いのために
- ・衛生費：ごみ収集、衛生、環境対策のために
- ・土木費：道路、公園、住宅などの都市整備のために
- ・商工費：商工業振興のために
- ・農林水産業費：農林水産業振興のために
- ・その他：消防や救急活動のための消防費、市議会運営のための議会費など

課税のしくみについて

市民税

市民税とは、市が行政サービスを提供するために必要な費用を、前年の所得に応じて市民の皆様にご負担いただく税金で、県民税とあわせて住民税と呼ばれています。また、市民税は個人にかかる個人市民税と、法人等にかかる法人市民税があります。

個人市民税

●納税義務者

- ① 1月1日現在、市内に住所を有する個人…均等割と所得割
- ② 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない方…均等割のみ

※上記の①又は②に該当する方であっても所得等の状況によっては、非課税となる場合があります。

●税額計算方法

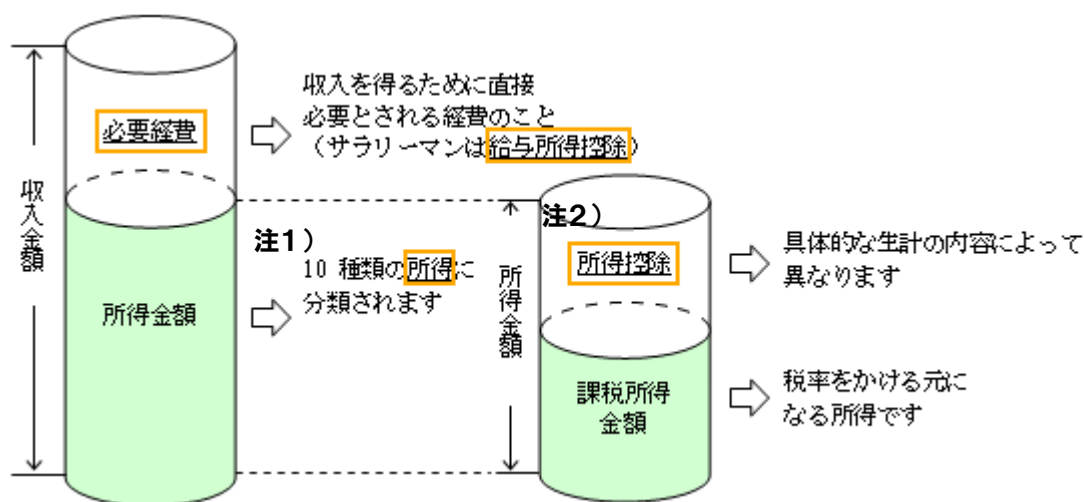
$$\boxed{\text{税 額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}}$$

$$\text{「 所得割額} = \text{課税所得金額} (\text{所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除 \text{」}}$$

※課税所得金額とは…

所得割の税率を乗じる対象となる所得のことで、次の算式で求められます。

$$\text{前年中の収入金額} - \text{必要経費} (\text{給与所得は給与所得控除}) - \text{所得控除}$$



注1…所得割の税額計算の基礎となるもので、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出します。所得の種類は、所得税と同じく①事業所得、②不動産所得、③利子所得、④配当所得、⑤給与所得、⑥雑所得、⑦一時所得、⑧退職所得、⑨山林所得、⑩譲渡所得の計10種類です。

注2…納税義務者に控除対象配偶者や扶養親族があるかどうかなど個人的な事を考慮し、実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引く額です。

第2章 課税のしくみについて

法人市民税

●納税義務者

納税義務者	納めるべき税額
市内に事務所・事業所がある法人 (人格のない社団等で収益事業を営むものを含む。)	均等割額 法人税割額
市内に寮・宿泊所等があるが、事務所又は事業所がない法人	均等割額
市内に事務所・事業所があり、法人課税信託の引受けを行うもの	法人税割額

●税額計算方法

$$\text{【 税額 = 均等割額 + 法人税額} \times \text{税率 (8.4\%)]}$$

(令和元年10月1日以降に始まる事業年度)

均等割の金額は下表のとおりです。

資本金等の額 ※注意 1	久留米市内の従業者数 (50 人超)	久留米市内の従業者数 (50 人以下)
50 億円を超える法人	300 万円	41 万円
10 億円を超え、50 億円以下の法人	175 万円	41 万円
1 億円を超え、10 億円以下の法人	40 万円	16 万円
1,000 万円を超え、1 億円以下の法人	15 万円	13 万円
1,000 万円以下の法人	12 万円	5 万円
上記以外の法人など	5 万円	

注意 1・・・平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分については、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」となります。

固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課税される税です。

※償却資産とは、事業のために使うことのできる機械や備品などで、自動車等を除きます。

●納税義務者

毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している人（原則として固定資産課税台帳に所有者として登録されている人）

●税額計算方法 【 $\text{税額} = \text{課税標準額} \times 1.4\%$ 】

課税標準額…土地・家屋については、国が定めた固定資産評価基準に基づき、3年ごとに評価替えを行い、その評価額をもとに算出します。

また、償却資産については、個々の資産の取得価格又は前年度の評価額をもとに算出します。

免 税 点 …市内に同一人（同一の共有形態）で所有する資産の課税標準額の合計が次の額に満たない場合には課税されません。

・土地は30万円 ・家屋は20万円 ・償却資産は150万円

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業等に充てるための目的税で、固定資産税とあわせて納めていただく税です。

●納税義務者

毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している人

●税額計算方法 【 $\text{税額} = \text{課税標準額} \times 0.3\%$ 】

課税標準額…固定資産税と同じく土地・家屋の評価額をもとに算出します。

特別土地保有税

土地の投機的取得及び保有を抑制し、宅地の供給促進を図るため、土地の所有又は取得に対してかかる税です。

●納税義務者 … 5,000㎡以上の土地所有者又は取得者

●税率 … 保有は1.4%、取得は3%

※ ただし、平成15年度以降、当分の間は新たな課税は行われません。

軽自動車税（種別割）

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に対してかかる税です。

- 納税義務者 … 4月1日現在、軽自動車等を所有している個人又は法人
- 税率 … 軽自動車等の種類、排気量などによって定められています。
- 納税の方法 … 納期限までに、納付書もしくは口座振替等により納付します。

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、卸売販売業者などが、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこにかかる税です。

- 納税義務者 … 卸売販売業者等（たばこの小売価格には、市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのはたばこの購入者です。）
- 税率 … 売り渡し本数1,000本につき6,552円
- 納税の方法 … その月に売り渡したたばこの本数に税率をかけて算出した税額を、翌月末までに申告・納付します。

入湯税

鉱泉浴場に入湯したときにかかる税で、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興に要する費用に充てられる目的税です。

- 納税義務者 … 入湯客
- 税率 … （宿泊）1人1泊あたり150円・（日帰り）1人1日あたり30円
- 納税の方法 … 鉱泉浴場の経営者など（特別徴収義務者）がその月分の税額を、翌月15日までに申告・納付します。

事業所税

事業所税は道路、ごみ処理、公害防止、上下水道、公園、学校、図書館など都市基盤の整備及び改善に要する費用に充てるため、地方税法で人口30万人以上の都市等が課税することを義務付けられた目的税です。

- 納税義務者
市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。
- 税率
「資産割」…事業所用家屋の延床面積1㎡につき600円
「従業者割」…従業者給与総額に対して0.25%
- 納税の方法 … 納税者が自ら事業所用家屋の延床面積や給与総額を算出し、税額を計算して申告・納付します。
（法人の場合）事業年度終了の日から2ヶ月以内
（個人の場合）事業を行った年の翌年の3月15日まで

主な税証明について（令和7年度）

証明種類		内 容
所得（課税・非課税）証明		令和7年1月1日時点で、久留米市に住民登録がある方に対し、令和6年1月から令和6年12月までの1年間の所得、及びそれに基づいて課税された令和7年度の市県民税額等を証明しています。
納税証明	市県民税	各税目における令和7年度分の年税額と、それに対する納付済額を証明しています。 発行開始は、納税通知書を発送した日です。
	固定資産税	
	軽自動車税	
	車検用	継続審査用の納税証明です。 現在所有されている方が、令和7年度まで完納していないと、発行できません。 この証明の有効期限は、翌年度納期限の前日（今回は、令和8年5月31日）までです。
法人市民税		各法人の事業年度ごとの課税（申告）額と、それに対する納付済額を証明したものです。
滞納なし証明		発行日時時点で、納期限を過ぎている市税や延滞金に滞納がない旨の証明です。
評価証明		令和7年1月1日時点での土地・家屋の評価額（固定資産価格）を証明しています。 発行開始は、縦覧開始と同日です。
公課証明		令和7年1月1日時点での土地・家屋の課税額（税相当額）と評価額（固定資産価格）を証明しています。 発行開始は、縦覧開始と同日です。
無資産証明		令和7年1月1日時点で、固定資産の課税台帳に記載がない（所有がない）旨の証明です。 発行開始は、縦覧開始と同日です。

上記の証明については、市役所本庁地下1階税収納推進課、各総合支所市民福祉課又は、各市民センターの窓口で取得できます。なお、所得（課税・非課税）証明についてはコンビニでも取得できます。※コンビニで取得する場合は、マイナンバーカードが必要です。

※税証明申請の際は、以下の点にご注意ください。

〔所得（課税・非課税）証明〕

令和8年5月末日発行までは、令和6年中の所得（令和7年度課税）分が最新です。

〔評価証明、公課証明、無資産証明〕

令和8年3月末日発行までは、令和7年度分（令和7年1月1日時点の内容）が最新です。

〔納税証明（市県民税、固定資産税、軽自動車税）〕

令和8年度の納税通知書発送前日までは、令和7年度分が最新です。

納付について

納付方法

市税の納付は、下記の方法でできます。

- 金融機関の窓口

久留米市の市税取扱金融機関は、久留米市ホームページでご確認ください。

eL-QR が印字された納付書であれば、全国の地方税統一QRコード対応の金融機関窓口でお支払が可能です。対応金融機関はeLTAX ホームページでご確認ください。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2020zeikin/3080nouzei/main03.html>

(トップページ>メニュー>暮らし・届出>税金>納税について>市税を納める場所)

- コンビニエンスストア

納付書裏面に記載のコンビニエンスストアで納付できます。

- 久留米市役所【税収納推進課、各総合支所の市民福祉課、各市民センター】

- 地方税統一 QR コードを利用した納付

対象税目：個人市県民税・森林環境税[★](普通徴収のみ)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

★ 普通徴収とは：給料天引き(特別徴収という)、年金天引き(年金特徴という)以外の徴収方法のこと

(1) スマートフォン決済

決済アプリを使って、納付書の QR コードを読み取ることで、納付ができます。

対象のアプリは、地方税お支払サイトでご確認ください。

※利用アプリによっては、手数料がかかる場合があります。

(2) 地方税お支払サイト(クレジットカード納付、インターネットバンキング等)

地方税お支払サイトから、納付書の QR コードを読み取ることで、クレジットカードによる納付ができます。

※クレジットカード納付のみシステム利用料がかかります。

地方税お支払サイト：<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です

- 口座振替での納付

手続き可能な金融機関

福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、福岡中央銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、みずほ銀行、熊本銀行、十八親和銀行、肥後銀行、北九州銀行、佐賀共栄銀行、ゆうちょ銀行、筑後信用金庫、大川信用金庫、九州労働金庫、福岡県信用組合、久留米市農協、にじ農協、福岡大城農協、みい農協、三潴町農協

口座振替の申込方法

1. 申込場所

手続き可能な金融機関窓口、市役所窓口、インターネット利用

2. 申込方法

(1) 金融機関での申込み

ご持参物 ①口座振替依頼書、②通帳と通帳用印鑑、③納税義務者番号が分かる納付書

※口座振替依頼書は市内の手続き可能な金融機関窓口を設置しています。

★お近くに金融機関の窓口がない場合

口座振替依頼書と返信用封筒を郵送しますので、税収納推進課までご連絡ください。

(2) 市役所窓口【税収納推進課、各総合支所の市民福祉課、各市民センター】での申込み

口座振替依頼書で申込みのほか、キャッシュカード（金融機関発行）を利用して申込みできます。

★キャッシュカードを利用する場合

ア 手続き可能な金融機関

福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、福岡中央銀行、熊本銀行、十八親和銀行、肥後銀行、北九州銀行、ゆうちょ銀行、筑後信用金庫、大川信用金庫、九州労働金庫、福岡県信用組合、久留米市農協、にじ農協、福岡大城農協、みい農協、三潨町農協
イ ご持参物 キャッシュカード及び本人確認ができるもの【通帳や印鑑は、持参不要】

(3) インターネットでの申込み

パソコンやスマートフォンのインターネットを利用して、お手続きができます。

● Web 口座振替ができる金融機関

福岡銀行、熊本銀行、十八親和銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、肥後銀行、北九州銀行、久留米市農協、にじ農協、福岡大城農協、みい農協、三潨町農協

● 申込方法

久留米市ホームページから申込みができます。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2020zeikin/3080nouzei/webkouza.html>

(トップページ>メニュー>暮らし・届出>税金>納税について>市税の Web 口座振替受付サービス)

● 申込に必要なもの

ア 納税義務者番号が分かる納付書

イ 通帳またはキャッシュカード

税に関するお問い合わせ

◎市税についてのお問い合わせは

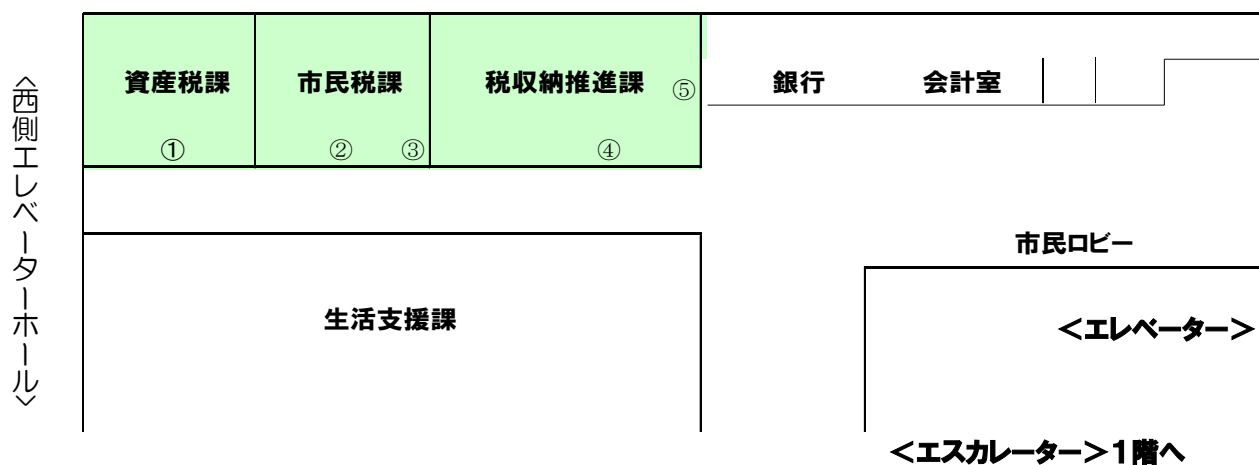
※市外局番は0942です。

お問い合わせの内容	課名	電話番号
個人市民税に関すること	市民税課	30-9008
固定資産評価審査委員会に関すること		
軽自動車税に関すること		30-9009
法人市民税に関すること		30-9098
市たばこ税に関すること		
入湯税に関すること		
事業所税に関すること		
固定資産税（土地）に関すること	資産税課	30-9012
特別土地保有税に関すること		30-9013
固定資産税（家屋）に関すること		
固定資産税（償却資産）に関すること		30-9011
固定資産課税台帳の閲覧に関すること		30-9010
市税の諸証明の交付に関すること	税収納 推進課	30-9005
口座振替に関すること		30-9007
市税の還付に関すること		
市税の督促に関すること		
市税の納付に関すること		30-9006
滞納処分に関すること		
◇ 市民税課、資産税課、税収納推進課のFAX 番号		30-9753

税についての窓口など

課名	メールアドレス	窓口（地下1階）
資産税課	sisanzei@city.kurume.lg.jp	1番窓口
市民税課	siminzei@city.kurume.lg.jp	2番～3番窓口
税収納推進課	zeisyuu@city.kurume.lg.jp	4番～5番窓口

本庁地下1階位置図



◎国税についてのお問い合わせは

久留米税務署 TEL(0942)32-4461（自動音声でご案内します。）

〒830-8688 久留米市諏訪野町 2401-10

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

◎県税についてのお問い合わせは

久留米県税事務所 TEL(0942)30-1012

〒839-0861 久留米市合川町 1642-1

（久留米総合庁舎 4 階）

福岡県庁ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

◎軽自動車の登録についてのお問い合わせは

軽自動車検査協会 久留米支所 TEL 050-3816-1752

軽自動車検査協会ホームページ <https://www.keikenkyo.or.jp/>

不審電話にご注意ください！

市役所の職員をかたり、『税金を還付するため』などと称して、家族の勤務先や電話番号などを電話で照会するような事例が発生しています。

不審な電話には即答せずに、相手の電話番号を聞いた上で、一度電話を切り、市役所本庁**税収納推進課**などに確認を行ってください。



編集 久留米市市民文化部

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

ホームページ：<https://www.city.kurume.fukuoka.jp>